

伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務委託プロポーザル実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務」の受託候補者の選定にあたり、プロポーザル方式により決定するための必要な事項について定めるものである。

（プロポーザルに参加する者）

第2条 伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がない場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がない場合にあつては、伊勢市競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 下記の「業種分類」で名簿に登録があること。

2708 計画策定・コンサルティング、2802 イベント企画・運営

（プロポーザル参加仕様書）

第3条 参加する者に対するプロポーザルの仕様については、別添資料1のとおりとする。

（選定業務）

第4条 選定にかかる業務は、伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務委託プロポーザル選定要領（別添資料2）に基づき、伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

（選定委員会の組織運営）

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は、5名とする。
- (2) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- (4) 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (6) 委員会は、定数の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- (7) 委員長及び副委員長がともに事故のある場合は、会議の冒頭に委員が諮り、その回のみ臨時委員長を互選するものとする。

2 委員は、別添資料3のとおりとする。

（プロポーザル日程）

第6条 プロポーザル日程については、別添資料1 伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務委託プロポーザル参加仕様書のとおり

（庶務）

第7条 プロポーザルの実施にかかる庶務は、情報戦略局企画調整課が行う。